

令和3年度第1回 文化財保護委員会 抄録

- 1 安城市民憲章唱和（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため省略）
- 2 新任生涯学習部長紹介・あいさつ
- 3 委員長あいさつ
- 4 協議事項

（1）令和2年度文化財保護事業結果について

【説明】（事務局・委員）

- ・古井戸跡となんじゃもんじゃの木の指定を解除した。また、無形民俗文化財の保存伝承と文化財保存事業に補助金を交付し、史跡説明看板を3件更新した（事務局）。
- ・文化財悉皆調査で3寺院行った。その中で指定文化財になっている慈光院の鰐口の鑄造年代が指定要件の年代より新しいかもしれない説が出てきた（委員）。
- ・クラボウの工場が取り壊されることから記録保存を目的に現地調査を行った（事務局）。
- ・史跡整備事業では姫小川古墳崩落防止検討会議、史跡本證寺境内整備検討会議を開催した。また、外部に委託して本證寺のワークショップを7回開催した（事務局）。
- ・文化財啓発事業は新型コロナウイルスの影響により、埋蔵文化財センターの利用者が減ったほか、土器作り教室が開催できなかった（事務局）。
- ・埋蔵文化財調査事業として、本證寺の調査を引き続き行った。そこで内堀の一部で戦国期のものを確認し、戦国期と江戸期で同じところを2回掘っている部分があることも判明した（事務局）。

【質疑応答】（事務局・委員）

- ・慈光院の鰐口の鑄造年代について、鑄造し直したということは考えられないか（委員）。
→悉皆調査の工芸品担当の調査員いわく、様式や厚みからそもそもの鑄造時期が指定要件の室町よりも新しい江戸時代の可能性が高いということだ（委員）。
- ・天然記念物などで、枝が折れ道に落ちて生活に支障が出るような状況になった場合、許可を得る前に対応しても良いのか（委員）。
→安城市文化財保護条例には、災害等で至急の場合には現状変更等の許可がなくても対応してよい旨の記載があるので問題はない（事務局）。
- ・クラボウの調査記録はどのように取っているか。動画で残しているのか（委員）。
→記録は壊される予定の建造物の図面をとり、写真を撮って記録を残している。工場と言っても倉庫として使用しているところなので、工場の中の作業風景等はないため動画は撮っていない（事務局）。
- ・本證寺の築地塀撤去について報告が聞きたい（委員）。
→築地塀は半分を撤去した。昨年度6月に契約したが、事務局の指導不足もあり業者が石垣に穴を開けたため工期が遅れたが、10月に開いた臨時会で撤去方針を決め、1月から撤去工事を始め終了した。現在は雨水が石垣の中に侵入しないようにしてある。残り半分は今年度行い、来年度以降に組替えを行う（事務局）。

- ・古井戸跡となんじゃもんじゃの解除後の措置について教えてほしい。
- 前回の保護委員会で、古井戸は解除後にも何らかの対応をしてほしいという委員会の意見があったことは承知しているが、まだ議論が進んでいない（事務局）。
- ・悉皆調査の対象に古文書のような歴史資料は含まれているのか。また、石川台嶺関係を含む新指定になりうる可能性があるものは見つかったか（委員）。
- 対象に古文書のような歴史資料は含めていない。石川台嶺関係は数点あったが、新指定になりうるかは精査の必要があるため、一度安藤委員に見てもらいたい（委員）。

（２）令和３年度文化財保護関係事業について

【説明】（事務局）

- ・文化財保護事業として、都築弥厚茶室修理と水月寺のシイ腐朽枝除去に補助金を出す。また、建造物緊急調査もクラボウ安城工場を含め行う。
- ・史跡整備事業では、本證寺境内整備検討業務は継続するが、土地購入は来年度に見送る。また、ワークショップは市の直営体制で開催する。
- ・文化財啓発事業は例年どおり行う。
- ・埋蔵文化財調査事業は通常の開発計画に伴う発掘調査に加え、本證寺整備事業に伴う発掘調査と桜井古墳群の発掘調査を行う。
- ・全体的に予算は減額となっているが、核となる部分は増額又は同額であり、減額になっているものは一旦区切りがついたものを来年度以降に見送ったためである。

【質疑応答】（事務局・委員）

- ・ワークショップを直営で実施することで予算が０円はどういうことか（委員）。
- 職員の人件費は予算計上していない。また、消耗品費はワークショップで活動するグループに、１グループあたり５万円の予算が付いている（事務局）。

（３）令和３年度指定文化財の管理調査について

【説明】（事務局）

- ・今年度は３年周期の２回目が終了したので、３回目に突入する。
- ・新型コロナウイルス対策として今年度は班を１つ増やした。
- ・歴史博物館に寄託されている資料も一度管理調査したいので、そちらも進めていきたい。

５ 報告事項

（１）文化振興計画の策定について

【説明】（事務局）

- ・いかに市民が主体的に文化芸術活動に参加できるためにはどうしたらよいかをポイントに議論し策定した。
- ・今年度は指定無形民俗文化財や指定外の文化活動に新しい世代が参加できるよう、発表の場を増やし、活動団体がSNSを使った情報発信ができるような環境を作っていく。

(2) 姫小川古墳崩落防止対策実施設計について

【説明】(事務局)

- ・雨水が浸食し崩落しかかっている姫小川古墳について、側溝をつくる雨水対策と削れている部分に盛土をして残存部を保護する崩落防止対策実施設計を決定した。
- ・令和4年度に施行予定。

【質疑応答】(事務局・委員)

- ・今回決定した崩落防止対策方法は一般的なものか(委員)。
→一般的なものである。なお盛土をすることについて、復元ではないことを史跡説明看板を用いて説明し、よく残っている部分についても説明する。また、崩落の原因である墳頂部の神社と上手く共存できるような保護に努めていく(事務局)。

(3) 史跡本證寺境内整備検討会議・石垣調査・築地塀撤去について

【説明】(事務局)

- ・整備のエリア分けをし、エリアごとに戦国期と江戸期で時代を分けて整備していく。
- ・寺院の境内地は江戸期、市が買収したところや外堀は戦国期をメインに整備する。
- ・石垣の孕みが進んでいるため、それを防止するための調査を行った。
- ・戦後に作られたコンクリート製の築地塀の自重と、石垣の裏に裏込石がないという構造上の問題から孕みが進んだものと考えられる。
- ・築地塀撤去については協議事項(1)で報告したとおり。

【質疑応答】(事務局・委員)

- ・撤去した築地塀は、現代の塀の機能を持ったものに改修するのか、それとも復元した方がよいのか(委員)。
→寺観を残すために築地塀は必要でありその形は文化庁の意見もあるので十分に議論する必要がある。しかし、築地塀の状況より石垣の状況の方が重要であり、その考えに基づけば復元せず、軽い素材の推定の塀でよいのではないかと(委員)。
- ・今回の調査で石垣の裏側に裏込石がないことが分かったが、今後の保護を考えると裏込石を入れた方がよいという意見がある。一方で、石垣の裏に裏込石がない工法を尊重すべきという意見もあるが、史実に忠実か保護を優先させるかといった兼ね合いはどう考えたらよいか(事務局)。
→難しい問題で分かりかねる。ただケースバイケースではあるが、現代の技術による補強がなければ永続的に保護していくことはできない。また、史実に忠実な方法を記録に残しておき、現代の技術で直すことも手法の1つとしてある(委員)。